公の施設の指定管理者の指定の件(路外駐車場) 平成29年(2017年)11月29日提出

札幌市長 秋 元 克 広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、 公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び位置

名称	位置
札幌市円山公園第一駐車場	札幌市中央区宮ヶ丘
札幌市円山公園第二駐車場	札幌市中央区宮ヶ丘

2 指定管理者

札幌市中央区南4条西13丁目1番8号

株式会社キタデン

代表取締役 伏木 進

3 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(理由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、円山公園第一駐車場及び 円山公園第二駐車場の指定管理者を指定するため、本案を提出する。